

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
2月12日  
(火曜日)

## 目 次

|  |   |
|--|---|
| 告示   | — |
| 解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)                            | — |
| 解除予定保安林(萩市)(森林整備課)                               | — |
| 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査<br>(漁港漁場整備課) | — |
| 公告   | — |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)                     | 二 |
| 土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)                           | 二 |
| 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)                              | 三 |
| 建築士の免許の取消し(建築指導課)                                | 三 |
| 選管告示   | 三 |
| 政治団体の名称等   | 三 |
| 政治団体の異動事項  | 四 |
| 解散等に係る政治団体の名称等                                   | 五 |
| 資金管理団体の名称等                                       | 五 |
| 資金管理団体の異動事項                                      | 五 |
| 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等         | 五 |



### 山口県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字西方字五反田二八〇、二八一の一
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 山口県告示第五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字河原二〇三二の一
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山口県告示第五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸森野漁港海岸神浦地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県山口南沿岸森野漁港海岸神浦地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面

- の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 大島郡周防大島町大字油宇字さや西から同町大字日前字鼻操までの間  
業務の概要

| 業 務 内 容  | 数 量 |
|--|-----|
| 高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年二月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年二月十三日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年二月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課(電話〇八三一九三三―三五六〇)にすること。



(五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年三月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人おもしろファーム  
代 表 者 の 氏 名 美澄 武  
主たる事務所の所在地 宇部市新天町二丁目七番三号

(五五) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名 施行地区

萩市

木間地区

事業の種類

かんがい排水

〃

〃

農道の整備

〃

〃

暗きよ排水

二 縦覧の期間

平成二十年二月十三日から同年三月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十七年三月十七日

一 事業の名称

県営八代西地区ほ場整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

平成十六年十二月二十一日

- 一 事業の名称  
県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)
- 二 工事完了の時期  
平成十八年三月二十八日

一 事業の名称

県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)

二 工事完了の時期

平成十九年二月七日

(五七) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十年二月十二日

山口県知事 二井 関成

|       |                    |       |          |           |
|-------|--------------------|-------|----------|-----------|
| 氏名    | 二級建築士又は<br>木造建築士の別 | 登録番号  | 免許取消年月日  | 免許の取消しの理由 |
| 原田 三郎 | 二級建築士              | 第二八一号 | 平成二〇、二、一 | 死亡        |



山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司



山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定による開示があった選挙運動に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月十二日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 解散年月日      |
|-------------|--------|----------|-----------------|------------|
| 石川孝後援会      | 野上 五郎  | 林 幸雄     | 美祢郡美東町大字大田3498  | 平成19、12、31 |
| 伊藤雅彦後援会     | 小松 静好  | 重富 房允    | 美祢市大嶺町興分5の1     | " "        |
| 岩城精二後援会     | 田邊 征六  | 金子千太郎    | 山口市小郡下郷1512の1   | " 3、 "     |
| 岩城精二政治経済研究所 | 岩城 精二  | " "      | " "             | " "        |
| 岩本幹夫後援会     | 松岡 繁美  | 長谷川 宏    | 宇部市大字船木186      | " 12、20    |
| 大井孝夫後援会     | 大井 孝夫  | 大井 孝夫    | 萩市大字土原479の4     | " " 31     |
| 沖本旭後援会      | 田中 篤治  | 守川 広昭    | 岩国市保津町1丁目25番9号  | " " "      |
| 河崎敏昭後援会     | 河本 洋   | 榑崎 栄次    | 美祢郡美東町大字大田5948  | " " "      |
| 敬政会         | 古賀 敬章  | 桔梗稚枝子    | 下関市栲野町3丁目25番41号 | " " 18     |
| 建栄会         | 原田 敏明  | 笹尾 進     | 宇部市昭和町4丁目11番66号 | " " 28     |
| 至誠会         | 松永 亘弘  | 松永 和恵    | 長門市東深川1290      | " " 30     |
| 女性党山口県支部    | 杉山 洋子  | 杉山 洋子    | 山口市小郡上郷2586の11  | " " 31     |
| 林義郎後援会      | 藤本 勝治  | 倉田健治郎    | 下関市貴船町4丁目4番1号   | " " "      |
| 豊岡政経問題研究会   | 伊藤 博   | 尾河 和浩    | " 大字吉母213       | " " 28     |

山中良二後援会

米重 政彦

河上 壮吾

岩国市山手町4丁目3番5号

平成20、1、10

山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定による開示があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月十二日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金 管 理 団 体 |              | 代表者の氏名 | 備定届出日      |
|------------------|-------|------------|--------------|--------|------------|
|                  |       | 名 称        | 主たる事務所の所在地   |        |            |
| 松原 忠志            | 美祢市長  | 松原忠志を励ます会  | 美祢市伊佐町伊佐4546 | 松原 忠志  | 平成19、3、12、 |

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による開示があった選挙運動団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月十二日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異 動 項 目 | 異 動 内 容     |            | 備 考 出 日   |
|--------------------------|---------|-----------|---------|-------------|------------|-----------|
|                          |         |           |         | 新           | 旧          |           |
| 藤本 和久                    | 防府市議会議員 | 藤本和久後援会   | 事務所     | 防府市大字西浦2910 | 防府市大字西浦888 | 平成20、1、11 |

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による開示があった選挙運動団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年二月十二日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

平成二十年二月十二日印刷

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資 金 管 理 団 体 |             | 備考<br>(備金管理団体でなくなた旨の届出年月日) |
|-----------|---------|-------------|-------------|----------------------------|
|           |         | 名 称         | 主たる事務所の所在地  |                            |
| 大井 孝夫     | 萩市長     | 大井孝夫後援会     | 萩市大字土原479の4 | 平成20、1、16                  |
| 松永 亘弘     | 長門市議会議員 | 至誠会         | 長門市東深川290   | " " 15                     |